

## 日本摂食嚥下リハビリテーション学会 国際助成規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会 (Japanese Society Dysphagia Rehabilitation) (以下、「本学会/JSDR」という。) が、岡田澄子基金の理念を引き継ぎ、摂食嚥下リハビリテーション学における若手研究者育成を目的として、Sumiko Okada Fellowship の実施に必要な事項を定める。さらに、アジアの研究者育成に貢献するとともに、Dysphagia Research Society (以下「DRS」という。) 又は European Society for Swallowing Disorders (以下「ESSD」という。) の会員等に対する Travel Fellowship の実施に必要な事項を定めるものである。

(助成の種類)

第 2 条 助成の種類は以下の各号に示すとおりである。

- (1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR
- (2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS
- (3) JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Asia
- (4) JSDR-Sponsored Travel Fellowship for USA & Europe

(JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR)

第 3 条 前条第 1 号の助成は、本学会/JSDR 会員である若手研究者がアメリカ合衆国の DRS の Annual meeting へ参加するための渡航費、参加登録費、宿泊費などにかかる費用を助成するものとする。

- 2 助成費は 1 人につき 15 万円とし、毎年 2 名に助成する。
- 3 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
  - (1) JSDR の会員である。
  - (2) 45 歳未満である。
  - (3) DRS の Annual meeting での発表が決定している。

(JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS)

第 4 条 第 2 条第 2 号の助成は、DRS 会員である若手研究者が本学会/JSDR の学術大会へ参加するための渡航費、参加登録費、宿泊費などにかかる費用を助成するものとする。

- 2 助成費は 1 人につき 30 万円とし、毎年 2 名に助成する。
- 3 助成を受ける資格要件は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。
  - (1) DRS の会員である。
  - (2) 博士又は博士相当の学位取得後 10 年以内、又は取得見込みの者。
  - (3) 本学会/JSDR の学術大会で発表すること。

( JSDR-Sponsored Travel Fellowship for Asia)

第 5 条 第 2 条第 3 号の助成は、日本を除くアジアの研究者を育成するために、本学会/JSDR の学術大会へ参加するための渡航費、宿泊費、参加登録費を助成する。

- 2 1 人につき渡航費として 5 万円を、宿泊費 (3 泊) 及び参加登録費については実費を助成し、毎年 10 名を限度として助成する。
- 3 助成対象は、Korean Dysphagia Society (KDS)、Taiwan Dysphagia Association 又は本学会/JSDR の理事が推薦し、本学会/JSDR 国際委員会が承認した者とする。

(JSDR-Sponsored Travel Fellowship for USA & Europe)

第6条 第2条第4号の助成は、歐米の研究者が本学会／JSDRの学術大会へ参加するための宿泊費、参加登録費を助成する。

- 2 1人につき宿泊費(3泊)及び参加登録費の実費を助成し、毎年5名を限度として助成する。
- 3 助成対象は、DRS、ESSD又は本学会／JSDRの理事が推薦し、本学会／JSDR国際委員会が承認した者とする。

(助成の制限)

第7条 第2条に規定する助成について、いずれも一人1回までを限度とする。

- 2 助成の対象は、国際学会参加の渡航にあたり通常必要とされる経費に限定し、研究の物品購入にかかる経費は対象としない。

(申請及び申請期間)

第8条 助成に関する申請方法及び申請期間は以下の各号のとおりとする。

(1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR

DRSの発表に関する採択通知から1月末日の間に、本学会／JSDRのホームページから助成申請書書式をダウンロードし、必要事項を記載の上、学会事務局に申請する。

(2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS

DRSがホームページ上で1月頃に募集し、その手続きに従って助成を申請する。

(3) JSDR-Sponsored Travel Fellowship

本学会／JSDR国際委員会が、DRS、ESSD、KDS、Taiwan Dysphagia Association又は本学会／JSDRの理事へ推薦を依頼する。

(助成の決定とDRSへの送金)

第9条 助成に関する決定は以下の各号のとおりとする。

(1) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for JSDR

本学会／JSDR国際委員会において審議した上決定し、通知する。

(2) JSDR-Sponsored Sumiko Okada Fellowship for DRS

DRSのScholarship committeeにおいて審議した上決定し、通知する。本学会／JSDRは2月頃に60万円をDRSへ送金する。

(委員会)

第10条 本規程の助成に関する事務は本学会／JSDRの国際委員会が担当する。

(改正)

第11条 本規程は2年ごとに検討し見直しをおこなう。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、助成の決定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。